

世界人権宣言とわたしたちの暮らし

世界人権宣言は、第2次世界大戦の惨劇を二度と繰り返さないという反省から生まれました。「あらゆる人が、だれにも侵されることのない人間としての権利を生まれながらに持っている」と表明したものです。あらゆる人と国が達成しなければならない共通の最低基準として、1948年の国際連合の総会で採択されました。

この宣言は、わたしたちが、自他の人権が尊重されているかを考える際の指標の一つと言えます。以下に宣言をより分かりやすい文章にしたものを一部記載しています。わたしたちの日々の暮らしと照らし合わせてみませんか。

世界人権宣言

第1条

みな仲間だ
(平等と同胞の精神)

第2条

差別はいやだ
(差別を受けない)

第3条

安心して暮らす
(生命・自由・安全)

第6条

みんな人権を持っている
(法の下に認められる)

第8条

泣き寝入りはしない
(人権侵害から救済を受ける権利)

第11条

捕まっても罪になるとはかぎらない
(有罪が立証されるまでは無罪)

第12条

ないしょの話
(プライバシー・名誉・信頼の保護)

第16条

二人で決める
(婚姻の自由)

第18条

考える自由
(思想・良心・宗教の自由)

第19条

言いたい 知りたい 伝えたい
(意見・表現の自由)

第22条

人間らしく生きる
(経済的・社会的・文化的な生活の保障)

第23条

安心して働けるように
(労働の権利、職業選択の自由)

第24条

大事な休み
(休む権利)

第25条

幸せな生活
(健康・福祉)

第26条

勉強したい
(学ぶ権利)

第27条

楽しい暮らし
(文化的な生活の享受)

第29条

権利と身勝手は違う
(他人の権利・自由の尊重)

第30条

権利をうばう権利はない
(権利の保障)